本校における携帯電話および
スマートフォンの取り扱いに関するガイドライン

〇はじめに

福島県においては、すべての県立学校が ICT を段階的に活用することができるよう、BYOD 方式(個人購入の端末の活用)を含め、必要な機器等の整備が進んでいます。本校では、GIGA スクール構想に合わせて、令和 4 年度入学生より一人一台の iPad を導入しています。また、授業等においても活用できるように校舎内に Wi-Fi を完備し、より幅の広い学習が行えるように整備しております。

時代の流れに伴い、スマートフォン等の有効活用により、新たな価値を創造する力を育成することが必要とされるなか、様々な危険性も取り上げられている現状があります。子どもが心身ともに健やかに育つことは全ての人々の願いであり、子どもが安心・安全に成長できる環境を整えることが重要となります。

〇学校での指導について

学校は、情報機器との向き合い方の指導を、積極的に行います。

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及しています。それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。

本校においても、携帯電話及びスマートフォン(以下スマホ)の使用に関する危険性やルールを、生徒に指導、啓発する必要性が高く、また、それを保護者の皆様にご理解とご協力をいただくことが生徒指導の喫緊の課題であると感じております。

このことから、学校は、すべての生徒に対し、携帯電話(スマホ)使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要があると考えております。

〇子どもに携帯電話(スマホ)を持たせる保護者の責任について

保護者には、子どもに携帯電話を持たせるかどうかの判断、またその管理について責任があります。

携帯電話(スマホ)を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものです。学校としては、生徒が携帯電話(スマホ)を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもありません。また、子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。

さらに、子どもに携帯電話(スマホ)を所持させる場合には、学校との協力が不可欠です。学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに同意し、そのルールを子どもと確認し、保護者の責任のもとで守らせることが、子どもに適切な使い方を身に付けさせ、子どもの安全を確保することにつながります。

〇保護者の皆様へ

子どもに携帯電話(スマホ)を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束をお願い致します。

【登下校中や学校での携帯電話(スマホ)の取り扱いに関するルール】

1)携帯電話(スマホ)をもつ目的は、保護者への連絡手段、防災・防犯を目的とする。

2)校内での携帯電話(スマホ)の利用については「スクールタイム(始業時から終業時)の時間帯では校舎内での使用は原則禁止とする」とし、電源を切ってカバンの中に入れる。災害などの緊急時や、授業等で使用を指示するとき以外は使用しない。

3)スクールタイム以外で使用する場合については、保護者への連絡や、防災・防犯を目的とし、音楽再生や動画再生などの用途での使用は認めない。

4)学校敷地内での写真や動画の記録は、肖像権の侵害や、生徒間でのトラブルを招く恐れがある為、禁止とする。また、SNS へのアップロードなども禁止とする。(部活動や学習活動において必要な際には、教員の許可を得ること)

5)スマホなど情報機器類の紛失、故障などのトラブルに学校は責任を持たない。各自で責任を持って保管すること。(必要に応じて鍵付きロッカーを活用すること)

6)授業等で使用する場合には、教員からの指示のあったもの以外のファイル等のアップロードやダウンロード、アプリケーションの起動および許可を得ていない通信を意図的に行わない。

7)ルールに従わず、携帯電話(スマホ)を使用したり、改善が見られない場合には学校と保護者が協力して指導する。

8)公共機関での携帯電話(スマホ)のマナーを守り、迷惑をかけないようにする。

【適切な使用に関すること】

1)自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、SNS に投稿したりしない。

2)保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。

3)インターネット上で知り合った人とは会わない。

盗撮や、その他犯罪につながることはしない。

SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。

※これら以外の使い方については、子どもと話し合って、その都度ルールを作ってください。

【携帯電話(スマホ)の管理及び責任について】

1)子どもに携帯電話(スマホ)をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。

2)子どもが使う携帯電話(スマホ)にはフィルタリングを設定する(推奨)。また、携帯電話(スマホ)自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。

3)学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話(スマホ)の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。

4)個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。

5)インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

【適切な使用に関する指導について】

学校は、生徒に対し、トラブルや犯罪行為等の加害者・被害者にならないよう、携帯電話(スマホ)やインターネット使用の有用性、使用に伴う危険性やトラブルの対処方法、適切な人間関係のあり方等について指導を行う。併せて、ルールの必要性についても理解させる。

〈学校で指導すべき危険・トラブルの例〉

1)長時間の使用によるネット依存や、依存に伴う生活習慣の乱れ、学習意欲低下、「ながらスマホ」による危険について

2)SNS 等を利用したインターネット上のいじめや誹謗中傷について

3)画像・映像・その他個人情報の流出や拡散について

4)個人への不適切な画像・映像の送信とそれによる被害(いわゆる「自画撮り被害」)について

5)違法行為や社会で許されない行為の SNS 等への投稿によるネットでの炎上について

6)オンラインゲーム等での高額課金について

7)SNS 上で知り合った人と会うことでおこる連れ去りや性被害について

8)その他、犯罪被害や違法行為との関わり(盗撮、詐欺、いわゆる JK ビジネスや、違法なダウンロード等)について

◇生徒は、今後、情報社会に適応していく必要があることから、携帯電話を所持しているか否かに関わらず、すべての生徒に対して指導を行うこと。

◇生徒のコミュニケーション能力などの人間関係形成能力、基本的な生活習慣や規範意識などの自己管理能力の育成も、携帯電話の適切な使用を理解させる上で必要であるため、様々な場面を捉えて指導を行うこと。

【生起したトラブル・いじめ等への対応について】

携帯電話(スマホ)に関わるトラブル等が生起した場合、学校は、事実を確認し、関係する生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行う。特に、いじめが生起した場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応を行って、課題解決と再発防止に努める。

【根拠となる法令・通知等】

1、令和 2 年 7 月 31 日付 2 文科初第 670 号 文部科学省初等教育中等教育局長通知 ～学校における携帯電話の取扱い等について(通知)～

2、令和 2 年 9 月 14 日付 福島県教育庁 教育総務課
「ICT 活用による学びの変革」

3、大阪府教育庁「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」

※このガイドラインは令和 5 年 4 月 1 日策定のものであり、今後の状況変化により変更することがある。

・令和 5 年 10 月 25 日一部訂正